

議第 1 1 号

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市立荘川保育園を小規模保育事業を行う施設とし、位置を変更するため改正しようとする。

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和28年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																						
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する児童を保育するため、<u>法第35条第3項の規定に基づき</u>、本市に高山市立保育園（以下「保育園」という。）を設置し、その管理に関する必要な事項を定め、その健全な育成を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立岡本保育園</td> <td>高山市岡本町3丁目53番地10</td> </tr> <tr> <td>高山市立荘川保育園</td> <td>高山市荘川町新湊605番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）		高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目53番地10	高山市立荘川保育園	高山市荘川町新湊605番地4	高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する児童を保育するため、<u>本市に法第39条第1項に規定する保育所及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設として</u>高山市立保育園（以下「保育園」という。）を設置し、その管理に関する必要な事項を定め、その健全な育成を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>保育所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立岡本保育園</td> <td>高山市岡本町3丁目53番地10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>小規模保育事業を行う施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市立荘川保育園</td> <td>高山市荘川町新湊130番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）		高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目53番地10	高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）		名称	位置	高山市立荘川保育園	高山市荘川町新湊130番地
名称	位置																						
高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）																							
高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目53番地10																						
高山市立荘川保育園	高山市荘川町新湊605番地4																						
高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）																							
名称	位置																						
高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）																							
高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目53番地10																						
高山市立久々野保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）																							
名称	位置																						
高山市立荘川保育園	高山市荘川町新湊130番地																						

(入園児童)

第3条 保育園に入園する者は、法第24条第1項の規定により市長が保育園において保育を行うことを決定した児童（以下「保育児童」という。）とする。ただし、保育児童が定員に達しない場合には、その範囲内において保育児童以外の児童（以下「私的契約児」という。）を入園させることができる。

(入園児童)

第3条 保育園に入園する者は、法第24条第1項及び第2項の規定により市長が保育園において保育を行うことを決定した児童（以下「保育児童」という。）とする。ただし、保育児童が定員に達しない場合には、その範囲内において保育児童以外の児童（以下「私的契約児」という。）を入園させることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。